

令和元年

# 大蔵村議会会議録

第1回臨時会      5月2日 開会  
                         5月7日 閉会

大蔵村議会

令和元年5月2日（木曜日）

第1回大蔵村議会臨時会会議録

（第1日目）

令和元年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

令和元年5月2日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	齊藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
危機管理室長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第1号

令和元年5月2日（木曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第 1 仮議席の指定について

第 2 議長の選挙について

---

議事日程第1号の追加

第 1 議席の指定について

第 2 会議録署名議員の指名について

第 3 会期の決定について

第 4 副議長の選出について

第 5 常任委員会委員の選出について

第 6 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果について

第 7 議会運営委員会委員の選出について

第 8 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果について

第 9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

第10 議会広報調査特別委員会の設置について

第11 議会広報調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○事務局長（早坂勇一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまことにありがとうございます。

一般選挙後、最初の議会となりますので、初めに加藤村長より御挨拶をお願いしたいと思います。加藤村長、よろしくお願いを申し上げます。

○村長（加藤正美君） （音声ここから）私の選挙におきまして、村民の皆様方を初め、大蔵村を御支援くださる多くの方々から力強い御支援と心温まる御厚情を賜り、再び当選の榮に浴し、引き続き村制運営の重責を担うことになりました。

いただきました信頼と御期待に応えるべく、私の信条であります直接対話による住民総参加の創生、そして住民の顔が見える協働の村づくりを基本に、初心に立ち返り、村の最大の課題である人口減少、特に若者の村内定着に向けた力を、全力を出しながら進取の気概で邁進する所存でございます。

今後とも、より一層の御支援と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方の御活躍と御健勝、そして御多幸をお祈り申し上げ、村長としての就任の挨拶といたします。

令和元年5月2日、大蔵村長加藤正美。

○事務局長（早坂勇一君） ありがとうございます。

続きまして、私のほうから議員の紹介を申し上げます。

1番鈴木君徳議員です。

○1番（鈴木君徳君） 鈴木でございます。私とうとう年長議員になりました。4年間頑張りますので、よろしくお願いいいたします。

○事務局長（早坂勇一君） 2番八鍬信一議員です。

○2番（八鍬信一君） 2番よろしくお願ひします。

○事務局長（早坂勇一君） 3番佐藤雅之議員です。

○3番（佐藤雅之君） 2期目になりましたが、これからもよろしくお願ひします。

○事務局長（早坂勇一君） 4番矢口 智議員です。

○4番（矢口 智君） 5期目になりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長（早坂勇一君） 5番加藤忠己議員です。

○5番（加藤忠己君） よろしくお願ひします。

○事務局長（早坂勇一君） 6番海藤邦夫議員です。

○6番（海藤邦夫君） よろしくお願ひします。

- 事務局長（早坂勇一君） 7番佐藤 勝議員です。
- 7番（佐藤 勝君） 4期目になりました。よろしくお願いします。
- 事務局長（早坂勇一君） 8番早坂民奈議員です。
- 8番（早坂民奈君） なお一層頑張ります。よろしくお願いいたします。
- 事務局長（早坂勇一君） 9番長南正一議員です。
- 9番（長南正一君） 長南です。よろしくお願いします。
- 事務局長（早坂勇一君） 10番齊藤光雄議員です。
- 10番（齊藤光雄君） 新人の齊藤でございます。まずいろいろ御迷惑もあると思いますけれども、ひとつ今後ともよろしくお願いいたします。どうも、よろしくお願いいたします。
- 事務局長（早坂勇一君） 最後に、事務局長の早坂勇一です。よろしくお願いいたしますを申し上げます。  
次に、執行部幹部職員の紹介を滝沢総務課長にお願いいたします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） おはようございます。  
私のほうから職員をさせていただきます。  
改めまして、加藤村長です。
- 村長（加藤正美君） 4期目ということで、先ほども申し上げましたとおり、初心を忘れず頑張っております。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 続いて、安彦副村長です。
- 副村長（安彦加一君） 安彦でございます。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 有馬教育長です。
- 教育長（有馬眞裕君） 有馬でございます。どうぞ親切・丁寧で頑張ります。よろしく御指導  
お願いいたします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 後ろに行って、矢口教育次長です。
- 教育次長（矢口真二郎君） よろしくよろしくお願いいたします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 続いて、佐藤危機管理室長です。
- 危機管理室長（佐藤利男君） 佐藤です。よろしくお願いします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 次に、鳴海会計管理者です。
- 会計管理者（鳴海由紀子君） よろしく申し上げます。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 隣が、長南住民税務課長です。
- 住民税務課長（長南正寿君） 住民税務課3年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

- 総務課長（滝沢恒彦君） 国分健康福祉課長です。
- 健康福祉課長（国分浩一君） 国分です。よろしくお願いします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 後ろに行って、越後産業振興課長です。
- 産業振興課長（越後 章君） よろしくをお願いします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 隣が、高山地域整備課長です。
- 地域整備課長（高山和広君） よろしくをお願いします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 小野診療所事務長です。
- 診療所事務長（小野秀司君） 小野です。よろしくお願いします。
- 総務課長（滝沢恒彦君） 最後ですが、総務課長の滝沢です。よろしくお願いいたします。
- 事務局長（早坂勇一君） ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように、一般選挙後、最初の議会となりますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、鈴木君徳議員が最年長となりますので、御紹介を申し上げます。鈴木君徳議員、議長席へお願いいたします。

- 臨時議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会に先立ちまして、御参会の皆様とともに、村民憲章を御唱和したいと思います。お手元に準備の上、御起立ください。

〔一同起立〕

- 全員 私たちは、長い歴史とすぐれた伝統文化の息づく大蔵村を誇りに思います。

私たちは、誓います。先人の偉業をうけつぎ新たなる活力にみちた郷土発展のためこの憲章を掲げて進みます。

第一章 四季うつくしく色さえる やすらぎの里 大蔵村をそだてます。

第二章 誇る歴史をうけついで かたりつぐ里 大蔵村をまもります。

第三章 福祉と文化の花開く ゆたかなる里 大蔵村をきずきます。

第四章 共どもにみなぎる力 いきがいの里 大蔵村をつくります。

第五章 未来へと心はおどる やくしんの里 大蔵村をひらきます。

- 臨時議長（鈴木君徳君） 着席お願いいたします。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま御紹介ありました鈴木君徳です。自治法第107条の規定により、年長のゆえをもち

まして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、令和元年第1回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（鈴木君徳君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

---

#### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（鈴木君徳君） 日程第2、議長の選挙を行います。

ここで、執行部の皆さん、傍聴の皆さんには、御退席願います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔執行部本会議場から出る。議場閉鎖。〕

○臨時議長（鈴木君徳君） ただいまの出席議員数は10人です。

立候補者は、私、鈴木君徳と長南正一君の2名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤 勝君、海藤邦夫君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。

〔事務局職員投票用紙配付〕

○臨時議長（鈴木君徳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔事務局職員投票箱の点検〕

○臨時議長（鈴木君徳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

○事務局長（早坂勇一君） 1番鈴木君徳議員、2番八鍬信一議員、3番佐藤雅之議員、4番矢口智議員、5番加藤忠己議員、6番海藤邦夫議員、7番佐藤勝議員、8番早坂民奈議員、9番長南正一議員、10番斉藤光雄議員、お願いします。

〔事務局職員点呼後、投票〕

○臨時議長（鈴木君徳君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

佐藤勝君、海藤邦夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（鈴木君徳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。うち、有効投票10票、無効投票0票。

有効投票のうち、鈴木君徳、5票、長南正一、5票。

鈴木君徳君と長南正一君の得票数は同数です。いずれも法定得票数3票を超えております。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじ引きで当せん人を決定することになっております。

鈴木君徳君及び長南正一君が議場におられますので、くじ引きをしていただきます。

くじ引きは2回引きます。

1回目は、くじを引く順番を決めるものです。

2回目は、この順序によってくじを引き、当せん人を決定するためのものです。

くじは、抽せん器で行います。

佐藤勝君及び海藤邦夫君、くじの立ち会いをお願いいたします。

○事務局長（早坂勇一君） 議長申し上げたとおり、抽せん器によってくじを2回引きます。抽せん器ですので数字が出てくるんですけども、最初の抽せんはくじを引く順番を決める内容です。

大変恐縮ですが、1番、2番でやると直接出てしまうので、8番と12番を一緒に入れていただきまして、数字の小さいほうが通常は当せんという形ですので……（「当せんじゃない」の声あり）くじ順番の早いほうなので、8番を出していただいた方が最初にくじを引くというような形でやりたいと思います。

あと、実際の本当の当否の内容につきましては、1番、2番を入れていただき進めさせていただきたいなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

それでは、最初に予備抽せん、くじを引く順番を抽せんしたいと思います。

鈴木議員のほうから、最初に抽せんをお願いしたいと思います。

〔くじを引く〕

○事務局長（早坂勇一君） それでは、これから当否のくじを引きます。

1番、2番を入れさせていただきまして、1番が議長という形でやらせていただきます。

くじ順番8番を引かれた長南議員から最初に引いていただきます。

〔くじを引く〕

○臨時議長（鈴木君徳君） くじの結果を報告します。

くじの結果は、私、鈴木君徳が当せん人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖。執行部本会議場に入る。〕

○臨時議長（鈴木君徳君） ただいま議長に、私、鈴木君徳が当せんしました。会議規則第33条第2項の規定により、当せんの告知をいたします。

私、鈴木君徳より、議長当せん承諾及び挨拶を申し上げます。

〔議長 鈴木君徳君 登壇〕

○臨時議長（鈴木君徳君） 新しく議長に当せんしました鈴木君徳でございます。

今までの一期期間経験を生かしながら、議会運営に携わって、行政とのつながり、これからやっていきたいと思っておりますから、今後ともよろしくお願いいたします。

〔鈴木君徳議長、議長席に着く〕

○臨時議長（鈴木君徳君） これをもって、臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

---

○議長（鈴木君徳君） それでは、引き続き会議を続けます。

日程の追加についてお諮りいたします。

既に配付しております議事日程を本日の追加日程にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

これからの議事は、追加した議事日程により進めたいと思っております。

---

#### 追加日程第1 議席の指定

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、ただいま着席のとおり指定しますが、大蔵村議会運用例に基づき仮議席といたします。

議長の議席を10番としますので、仮議席10番の斉藤光雄君、1番議席をお願いいたします。

---

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番斉藤光雄議員、2番八鍬信一議員の両君を指名いたします。

---

#### 追加日程第3 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日2日から7日までの6日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日2日から7日までの6日間に決定いたしました。

---

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

ここで、執行部の皆さん、傍聴の皆さんは御退席願います。

〔執行部本会議場から出る〕

○議長（鈴木君徳君） 選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木君徳君） ただいまの出席議員数は10人です。

立候補者は、八鍬信一君と矢口 智君の2名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤 勝君、海藤邦夫君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔事務局職員投票用紙配付〕

○議長（鈴木君徳君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔事務局職員投票箱の点検〕

○議長（鈴木君徳君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局職員が議席と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（早坂勇一君） 1 番齊藤光雄議員、2 番八鍬信一議員、3 番佐藤雅之議員、4 番矢口 智議員、5 番加藤忠己議員、6 番海藤邦夫議員、7 番佐藤 勝議員、8 番早坂民奈議員、9 番長南正一議員、お願いします。10番鈴木君徳議員。

〔事務局職員点呼後、投票〕

○議長（鈴木君徳君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤 勝君、海藤邦夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（鈴木君徳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。うち、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、八鍬信一君、5票、矢口 智君、5票。

八鍬信一君、矢口 智君の得票数は同数です。いずれも法定得票数3票を超えております。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじ引きで当せん人を決定することになっております。

八鍬信一君及び矢口 智君が議場におられますので、くじ引きをしていただきます。

それでは、八鍬信一君、矢口 智君、くじ引きを行います。

○事務局長（早坂勇一君） どうそ前のほうへ。

議長選と同じように、くじを引く順番を決めたいと思います。

よって、1、2ではなしに、最初のほうは3と12を入れさせていただいて、小さいほうが先に引くという形で進めさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 1回目は、くじ引き順序を決めるものです。

2回目は、この順序によってくじ引き、当せん人を決定するものです。

くじ引きは、抽せん器で行います。

佐藤 勝君及び海藤邦夫君の立ち会いをお願いします。

まず、くじ引き順序を決めるくじを行います。八鍬信一君。

〔くじを引く〕

○議長（鈴木君徳君） くじ引き順序が決定しましたので報告します。

初めに、矢口 智君。

〔くじを引く〕

○議長（鈴木君徳君） くじの結果を報告します。

くじの結果、矢口 智君が当せん人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖。執行部本会議場に入る。〕

○議長（鈴木君徳君） ただいま副議長に当せんされた矢口 智君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当せんの告知をいたします。

矢口 智君、当せん承諾及び挨拶の上、自席でお願いします。

〔副議長 矢口 智君 登壇〕

○副議長（矢口 智君） ただいま副議長に信任を受けました矢口でございます。

議長の補佐として、また議員の皆様の融和を図りながら議会運営を頑張っていきたいと思えます。特に、今住民に問題視されているさまざまな課題について真剣に考えていき、議会の制度そのものを根本的に皆さんと考えていきたいという決心でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。再開は、時間の指定ございません。

休憩に入ってください。

午前11時00分 休憩

午前 11 時 47 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第 5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

それでは、常任委員会委員の構成を事務局職員より朗読させます。

○事務局長（早坂勇一君） それでは、事務局から報告させていただきます。

総務文教常任委員会委員

産業建設常任委員会委員

八 鍬 信一 議員

海藤 邦夫 議員

佐藤 勝 議員

加藤 忠己 議員

鈴木 君徳 議員

長南 正一 議員

早坂 民奈 議員

矢口 智 議員

佐藤 雅之 議員

斉藤 光雄 議員

以上です。

○議長（鈴木君徳君） ただいま事務局職員朗読した構成に決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任は事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

---

追加日程第 6 常任委員会委員長及び副委員長の互選結果について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第 6、常任委員会委員長及び副委員長の互選に入ります。

先ほど互選しておりますので、常任委員長及び副委員長の互選結果の報告をします。

初めに、総務文教常任委員会の八鍬信一君よりお願いします。八鍬信一君。

○2 番（八鍬信一君） それでは、総務文教常任委員会委員長、副委員長を報告します。

委員長に八鍬信一、副委員長に佐藤 勝、以上です。

- 議長（鈴木君徳君） 次に、産業建設常任委員会の海藤邦夫君よりお願いします。
- 6番（海藤邦夫君） 産業建設常任委員長に海藤邦夫、副委員長に加藤忠己議員でございます。よろしくお願ひいたします。
- 議長（鈴木君徳君） 以上で、常任委員会委員長及び副委員長互選の報告を終わります。
- 

#### 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

- 議長（鈴木君徳君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。
- 議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。
- それでは、議会運営委員会委員の構成を事務局職員より朗読させます。
- 事務局長（早坂勇一君） それでは、議会運営委員会の委員を御紹介申し上げます。
- 加藤 忠己 議員  
佐藤 勝 議員  
八楸 信一 議員  
海藤 邦夫 議員
- 以上です。

- 議長（鈴木君徳君） ただいま事務局職員朗読した構成に決定し、これに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任は事務局職員朗読のとおり決定いたしました。
- 

#### 追加日程第8 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果について

- 議長（鈴木君徳君） 追加日程第8、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選に入ります。
- 先ほど互選を終了しておりますので、議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告を加藤忠己君よりお願いします。加藤忠己君。
- 5番（加藤忠己君） それでは、議会運営委員会委員長、副委員長の互選の結果を報告します。委員長に、私、加藤忠己、副委員長に佐藤 勝議員、以上であります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

---

追加日程第9 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第9、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定  
いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長が指名することにいたしたいと思  
います。これに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。  
最上広域市町村圏事務組合議会の議員には、長南正一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました長南正一君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選  
人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した長南正一君が最上広域  
市町村圏事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました長南正一君が議場におられま  
す。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

長南正一君、当選承諾及び挨拶を自席でお願いいたします。長南正一君。

○9番（長南正一君） ただいま最上広域市町村圏事務組合議員に指名をいただきました長南で  
す。

今まで取り組んだことのない分野の仕事ですけれども、最上広域全体の発展のために地道に  
頑張りたいと思います。今後ともひとつよろしくお願いいたします。

---

追加日程第10 議会広報調査特別委員会の設置について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第10、議会広報調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報を発行するため、委員4名で構成する議会広報調査特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議会広報の調査、発行については、委員4名で構成する議会広報調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

それでは、議会広報調査特別委員会の構成を事務局職員より朗読させます。

○事務局長（早坂勇一君） それでは、議会広報調査特別委員会を御紹介申し上げます。

早坂 民奈 議員

佐藤 雅之 議員

矢口 智 議員

斉藤 光雄 議員

以上です。

○議長（鈴木君徳君） ただいま事務局職員朗読した構成に決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議会広報調査特別委員会委員の選任は事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

---

追加日程第11 議会広報調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第11、議会広報調査特別委員会委員長及び副委員長の互選に入ります。

先ほど互選を終了しておりますので、議会広報調査特別委員会委員長及び副委員長の互選の

結果報告を早坂民奈君よりお願いします。早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 議会広報調査特別委員会の報告をいたします。

委員長、私、早坂民奈、副委員長、佐藤雅之議員です。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 以上で、議会広報調査特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

お諮りいたします。

5月3日から5月6日まで、本会議を休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、5月3日から5月6日は、本会議を休会いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、5月7日午前10時より再開いたします。御参集ください。

また、休日のところ、執行部におかれましては、御協力いただきまことにありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時05分 散会

令和元年5月7日（火曜日）

第1回大蔵村議会臨時会会議録  
(第2日目)

令和元年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

令和元年5月7日(火曜日)

出席議員(10名)

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
危機管理室長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第2号

令和元年5月7日（火曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第2号

- 第 1 議第29号 専決処分の承認を求めるについて  
大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議第30号 専決処分の承認を求めるについて  
大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議第31号 専決処分の承認を求めるについて  
大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議第32号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）
- 第 5 議第33号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 6 議第34号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）
- 第 7 議第35号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 8 議第36号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議第37号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 第10 議第38号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11 議第39号 専決処分の承認を求めるについて  
平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 第 1 2 議第 4 0 号 大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更について
  - 第 1 3 議第 4 1 号 監査委員の選任に同意を求めるについて
  - 第 1 4 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について
  - 第 1 5 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について
  - 第 1 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
  - 第 1 7 議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出について
  - 第 1 8 議員派遣の件について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

5月2日は、議長の決定から追加日程、まことに御苦勞様でした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第29号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第29号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） おはようございます。きょう一日、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議第29号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、村税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第29号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年5月2日提出

大蔵町長 加藤正美

提案理由につきましては、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めるものです。

本文のほうをごらんください。

専第11号

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、本文を省略させていただき、お手元の別紙資料、新旧対照表で御説明させていただきたいと思っております。

1 ページ、表の向かって左が現行、右が改正後（案）で、アンダーラインの分が改正箇所になります。

1 ページの一番上左側、第4条の3の2は、個人村民税につきまして、住宅借入金の特別控除に係る特別特定取得をした場合、平成43年度から平成45年度まで2年間、控除期間を拡充するものでございます。

その下は、地方税法附則の項のずれによる改正です。

その下の第2項の削除は、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止による改正です。

2 ページをお願いいたします。

第3項は、第2項が削除されたための規定の整理です。

右の改正後の欄に、新設する第7条の2、法附則第15条第33項の条例で定める割合の内容については、特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税割合の設定に関するもので、この場合は水力発電設備の取得資産に関して、課税標準に乗ずる割合を、掛ける割合を3分の1と定めるものでございます。

左側、現行の第3条の2と第3条の3は、条のずれにより、第73条の3と第73条の4に改正になります。

第73条の4、第6項は、河川法に規定する高規格堤防に整備する建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

現行左側、第6項から、5ページの第11項にかけては、政令改正等にあわせての改正及び条例の項のずれによる改正でございます。

5 ページをお願いいたします。

第13条、軽自動車税の税率の特例については、軽自動車税のグリーン化特例について、重課税を平成31年度に限ったものとしたものでございます。

6ページをお願いいたします。

左側現行、第2項から9ページまでにかけては、平成29年度分の軽課税を削除する法律改正にあわせての改正でございます。

9ページをお願いいたします。

9ページ中段の第13条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例については、規定の整備でございます。

その下の第20条については、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、10ページにかけて、こちらも規定の整備でございます。

それでは、資料を置いていただき、改正本文中段の附則の部分に戻っていただきたいと思います。本文の2ページ目の下段をごらんください。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2条は、村民税に関する経過措置について。

それから、第3条は、固定資産税に関する経過措置について。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置についてでございます。

本文の最終ページ、ごらんください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2 議第30号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第30号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第30号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第30号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年5月2日提出

大蔵町長 加藤正美

提案理由につきましては、地方税法の一部改正により、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めるものです。

本文のほうをごらんください。

専第12号

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、本文を省略させていただき、こちらにつきましてもお手元の資料、新旧対照表で御説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

第3条第2項は、地方税法施行令の改正にあわせて、国民健康保険税の基準課税額の課税限度額について、58万円から61万円に引き上げるものでございます。

同じ1ページ下段の第9条、国民健康保険税の減額につきましては、先ほどの第3条第2項の課税限度額58万円から61万円への引き上げに伴っての改正でございます。

2 ページをお願いいたします。

第9条の第1項第2号につきましては、5割軽減に係る1人当たりの所得が27万5,000円から28万円に改正になります。その下の第3号は、2割軽減に係る1人当たりの所得が、こちらは50万円から51万円に改正になります。どちらにつきましても、減額措置に係る軽減判定所得の判定方法の変更でございます。

なお、省略されている第1号の7割軽減の改正は、このたびはございません。低所得者が幾らかでも納税者有利になるように配慮された軽減措置でございます。

それでは、改正本文の中段の附則に戻っていただきたいと思えます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第3 議第31号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第31号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第31号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第31号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年5月2日提出

大蔵町長 加藤正美

提案理由につきましては、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の引き上げへの対応として、低所得者の介護保険料をより一層軽減する措置を講ずる等のため、地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求めるものです。

本文に入ります。

専第10号

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例。

大蔵村介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「平成30年度」の次に「における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万5,640円とし、平成31年度」を加え、「3万5,640円」を「2万3,760円」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万3,760円」とあるのは、「3万9,600円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「2万3,760円」とあるのは、「5万5,440円」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正後の大蔵村介護保険条例第2条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 消費税増税絡みですが、介護保険料が低所得者で下がるということは私も賛同したと思いますが、ここでちょっと私疑問に思ったのは、3月議会、この議会ではないですが、私、一般質問では、特別会計の予算で質問した際には、こういった話は一切出てこなかったと思うんですよ。村長のほうからは、介護保険の制度上、給付費が増大すれば保険料を上げざるを得ない制度ですから御理解してくださいと。原則はそうなんでしょうけれども、それで国会でたしか予算が決まったのは3月27日でしたかね、その2日後にこれが専決されているので、まだ不確定だったということもあるでしょうが、去年のうちに財務省等ではこういった形で消費税増税をにらんだ軽減策があるということが示され、国会でまさに審議中であった

にもかかわらず、3月の私の質問に対してこういった形で、給付費がふえるから保険料を下げることはできないかのような答弁をしていたと思うんですが、その点の整合性は一体どうなんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 本決まりになったのは、議員お話しのとおりでございます。うちのほうでもそれを見合わせて、今回専決させていただいたものとなります。

なお、諸所の質問等で答弁した中身につきましては、以上のことは今回は消費税の伴ったことということでなっておりますので、ひとつ御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 私は、これには反対するつもりはなくて賛成なんですけど、こういった形で不確定であるから言えないという理屈もあるかもしれませんが、一応参考情報として、国の流れとしてはこういう措置が、まさに3月ですから衆議院などは通って議論されている中で、当局としてはそういった流れを知っていたのか、それとも知らないで、その後決まってからわかったのか、ちょっとその辺教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 御承知のとおり、内々的には国会が通ればということになっておりましたので、その機会を狙っておりました。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 要望なんですけど、質疑をするに当たって、ある程度効率的に、私も情報を仕入れるために勉強しなきゃいけないんですが、参考という形にして、「こういう制度がありますよ」というふうに言ってもらったほうが質疑の効率も上がると思うので、今後、似たような点があれば参考程度ということで紹介になってもいいのではないかと思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ただいまの佐藤議員のおっしゃりたいことはわかります。状況もありますので、今後、その状況判断というふうなことで、こちらのほうに任せさせていただきたいというふうに思います。

なお、必ずしも会議でなくても、議会の場でなくとも、事前に話し合うということもできますので、そういうことも含めて、できるだけ誤解を生まないような形で、あるいは言えるところはお互いに情報交換をしながらというふうな形でやっていければいいのかなというふうに、

私なりに今思ったところでございます。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第4 議第32号 専決処分の承認を求めるについて

##### 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第32号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第32号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から7,400万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,440万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」に、地方債の補正は、「第3表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 〔以下、各担当課長より議案の詳細説明〕

議第32号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、補正予算書の2ページをお願いいたします。

専第2号

平成30年度大蔵村一般会計補正予算（第9号）

平成30年度大蔵村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,440万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和元年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

それでは、7ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費補正、追加でございます。

3款民生費1項社会福祉費、事業名がプレミアム付商品券事務支援システム導入事業45万4,000円。

8款土木費2項道路橋りょう費、事業名が村道柳渕豊牧線雪崩防止柵設置事業700万円、村道里道線道路改良事業2,540万円、銅山橋橋梁長寿命化対策事業4,500万円でございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、公共事業等債、補正前の限度額が2,420万円、補正後の限度額が2,320万円。緊急防災・減災事業債、補正前が2億4,310万円、補正後が2億4,440万円。過疎対策事業債、補正前が1億4,560万円、補正後が1億4,240万円。災害復旧事業債、補正前が1億5,130万円、補正後が6,400万円でございます。

合計で、補正前が6億9,470万円、補正後が6億450万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、12ページをお願いいたします。

## 2 歳入

1 款村税 1 項村民税 1 目個人60万円。 2 目法人200万円。

2 項 1 目固定資産税994万5,000円。

3 項 1 目軽自動車税21万8,000円の減。

4 項 1 目村たばこ税26万9,000円の減。

5 項 1 目入湯税107万円の減。

2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税203万2,000円。

2 項 1 目自動車重量譲与税471万1,000円。

3 款 1 項 1 目利子割交付金29万1,000円。

4 款 1 項 1 目配当割交付金29万3,000円。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、次のページをお願いいたします。 1 目株式等譲渡所得割交付金33万1,000円。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金877万2,000円。

7 款 1 項 1 目自動車取得税交付金576万2,000円。

9 款 1 項 1 目地方交付税 2 億4,594万7,000円。

10 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金24万6,000円。

11 款分担金及び負担金 1 項分担金 2 目災害復旧費分担金130万5,000円の減。

2 項負担金 1 目総務費負担金 6 万8,000円の減。 2 目民生費負担金 8 万6,000円。 3 目農林水産業費負担金 3 万6,000円の減。

12 款使用料及び手数料 1 項使用料、次のページをお願いいたします。 1 目総務使用料98万8,000円。 2 目衛生使用料 8 万円の減。 4 目商工使用料 1 万円の減。 5 目土木使用料80万円の減。

2 項手数料 1 目総務手数料 1 万2,000円の減。 2 目衛生手数料58万円の減。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金735万7,000円の減。 2 目災害復旧費国庫負担金5,564万1,000円。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金99万3,000円。 2 目民生費国庫補助金126万8,000円の減。 3 目商工費国庫補助金32万円の減。 4 目土木費国庫補助金1,036万4,000円。

3項委託金、次のページをお願いいたします。2目民生費委託金3,000円の減。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金405万7,000円の減。3目総務費県負担金12万5,000円。

2項県補助金1目総務費県補助金2万9,000円の減。2目民生費県補助金506万1,000円の減。3目衛生費県補助金67万2,000円。4目農林水産業費県補助金541万7,000円の減。次のページをお開きください。7目教育費県補助金6万5,000円の減。8目災害復旧費県補助金866万8,000円。

3項委託金1目総務費委託金50万円の減。3目農林水産業費委託金6万2,000円の減。

15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金15万3,000円の減。

2項財産売却収入4目生産物売却収入33万5,000円。

16款1項寄附金1目一般寄附金207万4,000円の減。

17款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3億894万2,000円の減。2目ふるさと活性化事業基金繰入金120万4,000円の減。3目ふるさと大蔵村応援基金繰入金205万9,000円の減。

19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金7万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

4項雑入4目過年度収入127万8,000円。5目雑入78万6,000円の減。

20款1項村債1目総務債70万円の減。2目民生債80万円。5目商工債40万円の減。6目土木債390万円の減。7目消防債130万円。10目災害復旧債8,730万円の減。

次のページをお願いいたします。

### 3 歳出

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費161万8,000円の減。3目財政管理費9,077万6,000円。6目企画費707万円の減。8目地域振興費176万4,000円の減。9目情報システム費542万円の減。10目村営バス事業費664万8,000円の減。11目諸費135万3,000円の減。12目情報通信基盤施設管理事業費95万円の減。

次のページをお願いいたします。

2項徴税費2目賦課徴収費、こちらは財源内訳の変更でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費47万7,000円の減。

4項選挙費3目県議会議員選挙費30万円の減。

次のページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費105万2,000円の減。3目老人福祉費1,102万

6,000円の減。4目障害福祉費1,183万円の減。次のページをお開きください。5目国民健康保険費235万3,000円の減。6目福祉医療費790万円の減。7目後期高齢者医療費2万9,000円の減。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費469万3,000円の減。2目児童福祉施設費572万4,000円の減。次のページをお開きください。3目児童措置費442万4,000円の減。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費734万円の減。2目成人老人保健事業費433万円の減。次のページをお開きください。3目母子保健事業費170万円の減。4目予防費260万円の減。5目健康づくり推進費5万円の減。6目環境衛生費55万3,000円の減。7目浄化槽費95万円の減。

2項清掃費1目清掃総務費152万6,000円の減。

次のページをお開きください。

3項1目簡易水道費928万5,000円の減。

5款労働費1項労働諸費1目労働費8万4,000円の減。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、これは財源内訳の変更です。3目農業振興費328万円の減。次のページをお願いいたします。4目水田農業経営確立対策事業費118万8,000円の減。5目畜産費29万円の減。6目農地費1,098万6,000円の減。

2項林業費1目林業総務費109万4,000円の減。次のページをお願いいたします。2目林道整備費、これは財源内訳の変更です。

7款商工費1項商工費1目商工総務費30万円の減。2目商工振興費234万9,000円の減。3目観光費385万3,000円の減。4目スキー場管理費39万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項1目地域活性化促進費67万9,000円の減。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費187万円の減。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費30万3,000円の減。2目道路維持費1,718万7,000円。次のページをお願いします。3目道路新設改良費1,955万6,000円の減。4目橋りょう維持費27万円の減。

5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費204万4,000円の減。

6項住宅費1目住宅管理費1万円の減。

次のページをお願いします。

9款1項消防費2目消防施設費73万4,000円の減。4目危機管理費、これについては財源内訳の変更になります。

10款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費 9万5,000円の減。 2目事務局費195万4,000円の減。 3目スクールバス運行管理費204万7,000円の減。

次のページをお開きください。

2項小学校費 1目学校管理費148万円の減。 2目学校教育費23万1,000円の減。 4目情報教育費 5万円の減。 5目学校給食費39万8,000円の減。

3項中学校費 1目学校管理費281万2,000円の減。 2目学校教育費16万8,000円の減。 4目情報教育費 5万円の減。 5目学校給食費19万2,000円の減。

次のページをお開きください。

4項社会教育費 1目社会教育総務費42万円の減。 2目公民館費106万円の減。 3目生涯学習センター管理費275万円の減。 4目生涯教育推進費12万円の減。 6目文化財保護費35万円の減。

次のページをお開きください。

5項保健体育費 1目保健体育総務費82万5,000円の減。 2目保健体育振興費 5万円の減。 3目運動公園管理費 5万円の減。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費839万1,000円の減。 2目林業災害復旧費109万8,000円の減。

2項公共土木施設災害復旧費、次のページをお願いします。 1目公共土木施設災害復旧費、こちらにつきましては財源内訳の変更となります。

12款 1項公債費 2目利子512万6,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 15ページの村営バス事業の委託料なのですが、バスの運転業務委託料で563万円減額補正になっているわけですが、普通委託費であれば、契約である程度見越して積算もできると思うんですが、これだけ大幅に減額補正をする理由はなぜでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今回の御質問なのですが、国と県からの補助金がありまして、実際的に利用状況を見ないと、この補助金に該当するかしないかが決定しないものですから、今年度、平成30年度に限ってその補助要件に該当したものですから、国と県、合わせて560万円ほど国県補助をいただいております。その分と、それから乗客の増加分を合わせてこのような減額、委託料になりました。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第5 議第33号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第33号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第33号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から1,741万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,800万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第33号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記

平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の58ページをお願いいたします。

専第3号

平成30年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成30年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,741万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,800万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

64ページをお願いいたします。

## 2 歳入

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 目督促手数料 1 万8,000円の減。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金1,824万9,000円の減。

5 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金 9 万9,000円の減。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金235万3,000円の減。

8 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金 9 万8,000円の減。

2 項 1 目貸付金元利収入50万円の減。

3 項雑入 3 目退職被保険者等第三者納付金389万9,000円。

次のページをお願いいたします。

## 3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費64万6,000円の減。

2 項徴税費 1 目賦課徴収費 3 万円の減。 2 目滞納処分費1,000円の減。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費1,570万円の減。 2 目退職被保険者等療養給付費460万円の減。 次のページをお願いいたします。 3 目一般被保険者療養費65万円の減。 4 目退職被保険者等療養費20万円の減。 5 目審査支払手数料15万円の減。

2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費170万円の減。 2 目退職被保険者等高額療養費65万円の減。 3 目一般被保険者高額介護合算療養費10万円の減。 4 目退職被保険者等高額介護合算療養費5万円の減。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金210万円の減。

次のページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分、こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費50万円の減。

2項保健事業費1目保健衛生普及費10万円の減。

次のページをお願いいたします。

7款1項基金積立金1目国民健康保険基金積立金1,025万9,000円。

9款諸支出金2項貸付金1目高額療養費等貸付金50万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第6 議第34号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第34号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第34号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から888万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,948万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、地方債の補正は、「第2表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第34号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤 正美

補正予算書の76ページのほうをお願いします。

専第4号

平成30年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）

平成30年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ888万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,948万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正美

79ページをお願いします。

第2表 地方債補正、変更でございます。

起債の目的、簡易水道事業債、補正前の限度額が3,390万円、補正後の限度額が3,410万円。  
過疎対策事業債、補正前が3,380万円、補正後が3,400万円。

合計、補正前が6,770万円、補正後が6,810万円です。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

84ページをお願いします。

## 2 歳入

3款1項1目繰入金928万5,000円の減。

6款1項村債1目水道債40万円。

次のページをお願いします。

## 3 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費591万2,000円の減。

2項水道布設費1目簡易水道布設費252万6,000円の減。

2款1項公債費2目利子44万7,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### 日程第7 議第35号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第35号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第35号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から204万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,384万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第35号専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤 正美

予算書の90ページをお願いいたします。

専第5号

平成30年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成30年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,384万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正美

96ページをお願いします。

2 歳入

3款1項1目繰入金204万4,000円の減。

次のページをお願いします。

### 3 歳出

1 款 1 項 公共下水道事業経営総務費 1 目 下水道管理費 180 万 1,000 円の減。

2 款 1 項 公債費 2 目 利子 24 万 3,000 円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第 8 議第 36 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 30 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第 8、議第 36 号専決処分の承認を求めるについて 平成 30 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第 36 号専決処分の承認を求めるについて 平成 30 年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第 4 号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から 652 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,487 万 4,000 円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 議第 36 号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

## 記

平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

補正予算書の102ページをごらんください。

専第6号

平成30年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）

平成30年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ652万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,487万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

108ページをごらんください。

2 歳入

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入40万円の減。3目後期高齢者診療収入130万円の増。

2 款使用料及び手数料2項手数料1目文書料20万円の減。

4 款1項1目繰入金717万円の減。

6 款1項諸収入1目雑入5万円の減。

次のページをごらんください。

3 歳出

1 款総務費1項施設管理費1目一般管理費652万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 109ページの収入のことなんですけれども、現年度分と前年度分の収入

の部分なんですけれども、国民健康保険診療収入が40万円減っていて、後期高齢者診療収入が130万円余計になっているというのは、数字ではこれなんですけれども、それはどういうふうに考えますか。例えば、健康保険を使う人が少ないんですけども、年いって後期高齢者の人が多いのか、患者の方が年齢が上になっている人なのか、それはどういうふうに考えますか。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療所の患者数につきまして、前年度と比較すると後期高齢者も、国民健康保険の患者数も数としては減っております。ただし、後期高齢者については、患者数は減っているんですが、診療の過程で重い病気の患者が多かったせいか、診療収入が増加したという現象になっていまして、全体で見積もったよりは後期高齢者のほうが結果的に多くなったという結果であります。総体的に見まして、全体的には患者数は減っている状況であります。（「了解です」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第9 議第37号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第37号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額から2,065万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,034万8,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

補正予算書の114ページをお開きください。

専第7号

平成30年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成30年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,065万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,034万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

120ページをお開きください。

2 歳入

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料714万2,000円。

3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金225万2,000円の減。

2 項国庫補助金1目調整交付金233万5,000円の減。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）186万7,000円の減。3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）60万3,000円。4目介護保険事業費補助金61万円。5目保険者機能強化推進交付金68万2,000円。

4 款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金859万5,000円の減。2目地域支援事業交付金165万4,000円の減。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金286万5,000円の減。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）88万4,000円の減。次のページをお開きください。2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）12万6,000円の減。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金819万8,000円の減。

9 款諸収入 2 項雑入 3 目介護予防プラン作成料92万円の減。

次のページをお開きください。

### 3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 6 万円の減。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費、これは財源内訳の変更でございます。2 目認定調査等費69万円の減。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費170万円の減。2 目地域密着型介護サービス給付費120万円の減。3 目施設介護サービス給付費1,190万円の減。

次のページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費150万円。5 目介護予防サービス計画給付費50万円の減。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス等費74万円の減。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費200万円の減。

3 款 1 項基金積立金、次のページをお開きください。1 目給付基金積立金532万5,000円。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活支援サービス事業費 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費360万円の減。2 目介護予防ケアマネジメント事業費10万円の減。

2 項一般介護予防事業費 1 目一般介護予防事業費49万6,000円の減。

3 項包括的支援事業・任意事業費、次のページをお開きください。1 目包括的支援事業費59万円の減。2 目任意事業費71万1,000円の減。4 目生活支援体制整備事業費19万7,000円の減。

以上、御審議いただき、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3 番佐藤雅之君。

○3 番（佐藤雅之君） 124ページにあるもの含めてですね、保険給付費が軒並み減額になっているんですが、この理由として例えば利用料がなかなか払えないということなんかがあって、もしかして本来必要であっても利用料との兼ね合いで受けられない、受けていないというような、そういう実態があるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 国分健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 下がっているのはどうしてかということでもよろしいでしょうか。  
（「はい」の声あり）精査の結果となっておりますので。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 精査の結果ということなんですが、その理由としては、当初予算を組んだわけですよね、その結果、それほどの介護の需要がなかったわけですから、その原因として何か考えられるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（国分浩一君） 計画のときは、ある程度前年度見込みでやっています。そして、都度都度、声かけて、波があるものですから、その辺は利用者が少なかったということで捉えていただいて結構だと思います。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今後は、その利用者が少なかったという事実だけじゃなくて、その原因等もぜひ究明していただければと思います。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第10 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第38号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から95万円を減額し、予算の総額

を歳入歳出それぞれ2,526万3,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤正美

補正予算書の134ページをお願いいたします。

専第8号

平成30年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,526万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤正美

140ページをお願いします。

2 歳入

3款1項1目繰入金95万円の減。

次のページをお願いします。

### 3 歳出

1 款 1 項 1 目浄化槽管理費95万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第 1 1 議第 3 9 号 専決処分の承認を求めるについて

平成 3 0 年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第39号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて 平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額に36万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,512万5,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第39号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

記

平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤 正 美

補正予算書の146ページをお願いいたします。

専第9号

平成30年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,512万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

平成31年3月29日

大蔵村長 加藤 正 美

152ページをお願いいたします。

2 歳入

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料15万2,000円。 2 目普通徴収保険料24万5,000円。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金 2 万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 万円の減。

2 項 1 目徴収費9,000円の減。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金39万7,000円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第12 議第40号 大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第40号大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第40号大蔵村団地造成工事の請負契約の一部変更について。

この議案は、平成30年11月14日に建設工事請負契約をしました大蔵村団地造成工事について変更が伴ったため、大蔵村大字清水2309番地の1、株式会社八鍬土建、代表取締役八鍬欣治と工事請負契約の一部を変更するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第40号大蔵村団地造成工事請負契約の一部変更について。

平成30年11月14日に建設工事請負契約をした大蔵村団地造成工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 大蔵村団地造成工事の請負
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 変更前 6,480万円  
変更後 6,431万6,160円
- 4 契約の相手方 山形県最上郡大蔵村大字清水2309番地の1  
株式会社 八鍬土建  
代表取締役 八鍬欣治

令和元年5月2日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由を申し上げます。

大蔵村団地造成工事について、一部設計内容を変更し工事請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第2条の規定により提案するものでございます。

次のページは、変更契約の写しでございます。

工事場所、完成期日につきましては変更ございません。

請負代金額の減額変更ということで、48万3,840円の減額としております。

変更理由について申し上げます。

当初設計におきまして、団地内に新設します村道と既存の村道を接続するため、農業用水路をボックスカルバートで横断する構造としておりましたけれども、水路の清掃など維持管理が難しくなるため、鉄筋コンクリート水路にふたがけする構造に変更したことなどによるものでございます。

工事の進捗状況としましては、残りのほうが盛り土の一部、水路工事の一部、あとは各宅地ごとの区割り工事ですとか村道の舗装工事などが残っておりまして、現在の進捗状況としましては約75%の状況となっております。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第41号 監査委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第41号監査委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により佐藤雅之君には除斥として、議場から退場を求めます。

〔3番 佐藤雅之君 退場〕

○議長（鈴木君徳君） 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第41号監査委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、監査委員の長南正一氏が平成31年4月30日をもって任期満了となったので、大蔵村大字南山534番地1、佐藤雅之氏を同委員に選任したいので、地方自治法の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔3番 佐藤雅之君 入場〕

○議長（鈴木君徳君） ただいま監査委員に選任されました佐藤雅之君が議場におられますので、自席にて挨拶をお願いいたします。佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） このたび、重責の監査委員に選任されました。公正不偏の立場で、監査委員として住民の負託に応えてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第14 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

総務文教常任委員長より申出書の説明を求めます。八鍬信一君。

○総務文教常任委員長（八鍬信一君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

#### 記

##### 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

(1)財政、政策推進、消防防災に関する事務調査

(2)税務に関する事務調査

(3)住民福祉、健康衛生に関する事務調査

(4)教育行政に関する事務調査

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和元年5月7日から令和5年3月31日まで

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

日程第15 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

産業建設常任委員長より申出書の説明を求めます。海藤邦夫君。

○産業建設常任委員長（海藤邦夫君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

## 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

## 2. 具体的事項（目的）

- (1)産業振興に関する事務調査
- (2)地域整備に関する事務調査
- (3)農業委員会に関する事務調査

## 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

## 4. 調査期間

令和元年5月7日から令和5年3月31日まで

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

## 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

議会運営委員長より申出書の説明を求めます。加藤忠己君。

○議会運営委員長（加藤忠己君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

## 記

## 1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2. 具体的事項（目的）

(1)議会運営に関すること

(2)議会の会議規則、委員会条例等に関すること

(3)議長の諮問に関すること

3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

4. 調査期間

令和元年5月7日から令和5年3月31日まで

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

日程第17 議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議会広報調査特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

議会広報調査特別委員長より申出書の説明を求めます。早坂民奈君。

○議会広報調査特別委員長（早坂民奈君） 閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

## 2. 具体的事項（目的）

- (1)議会広報の調査について
- (2)議会広報の取材、資料収集について
- (3)議会広報の編集、校正について
- (4)議会広報の発行について

## 3. 調査方法

閉会中委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察研修する。

## 4. 調査期間

令和元年5月7日から令和5年3月31日まで

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、所管事務は閉会中の継続調査と決定することにいたします。

---

## 日程第18 議員派遣の件について

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

○議会事務局長（早坂勇一君） 議員派遣の件。

令和元年5月2日

次のとおり議員を派遣する。

### 1. 全国町村議長会 議長・副議長研修会

- (1)目的 町村議会の担う役割を認識し、議会の活性化に資する。
- (2)派遣場所 東京都 国際フォーラム
- (3)期間 令和元年5月28日から29日（火～水）

(4)派遣議員 議員 2名

## 2. 町村議会広報研修会

(1)目的 議会広報により、住民への議会活動の周知に資する。

(2)派遣場所 山形市国際交流プラザ

(3)期間 令和元年5月31日(金)

(4)派遣議員 議員 4名

以上です。

○議長(鈴木君徳君) お諮りいたします。

ただいま事務局職員朗読のとおり、議員派遣の件を決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鈴木君徳君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、事務局職員朗読のとおり決定いたしました。(「こちらに数字がなかったので入れていませんでした」の声あり)

○議会事務局長(早坂勇一君) それでは、議員派遣の件について、3番目、追加をさせていただきます。

## 3. 東京大蔵会総会に出席

(1)目的 東京大蔵総会に出席し、議会の活動の報告に資する。

(2)派遣場所 東京都

(3)期間 令和元年5月19日(日)

(4)派遣議員 議員 9名

以上です。

○議長(鈴木君徳君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年第1回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午後0時14分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員